

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年十二月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十月三日奈良県指令郡土第八二―一〇号

令和四年十一月十七日奈良県指令郡土第八二―一〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十一月二十八日郡土第六五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市中町三〇番二、三〇番五、三〇番六、三〇番七及び三〇番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市川原城町八三九番地一

株式会社恒心不動産 代表取締役 牧藺文彦